令和８年
10月から
国民年金保険料の育児免除制度が始まりました！



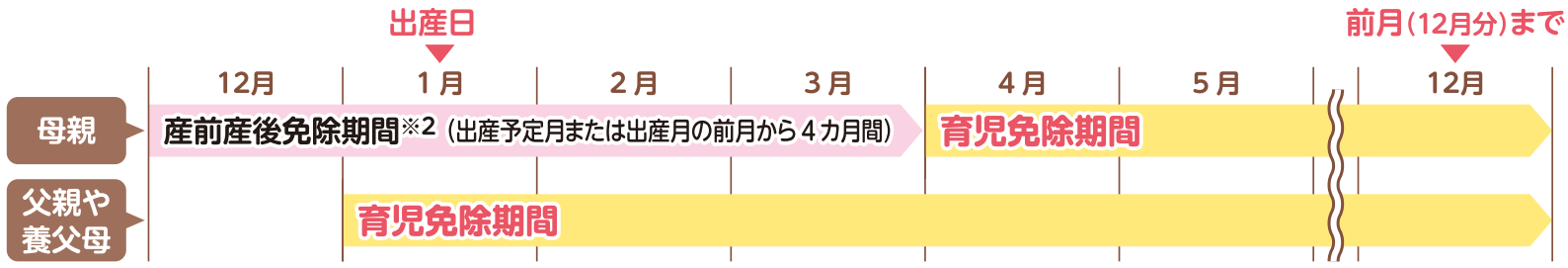


実子・養子を育てている方は、育児のための免除制度を利用できます。

- 令和８年10月から国民年金第１号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も育児で保険料が免除される制度が始まりました。
- 子ども（実子・養子）を育てている方※1は、月額17,920円（令和８年度）の保険料が免除されます（申請が必要です）。
- 対象期間は、子ども（実子・養子）が１歳になる誕生日の前月までです。
- 将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。

※１　子どもを養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります（所得要件はありません）。
①子どもと身分（親子）関係が継続していること　②子どもと同一住所であること

育児免除イメージ図



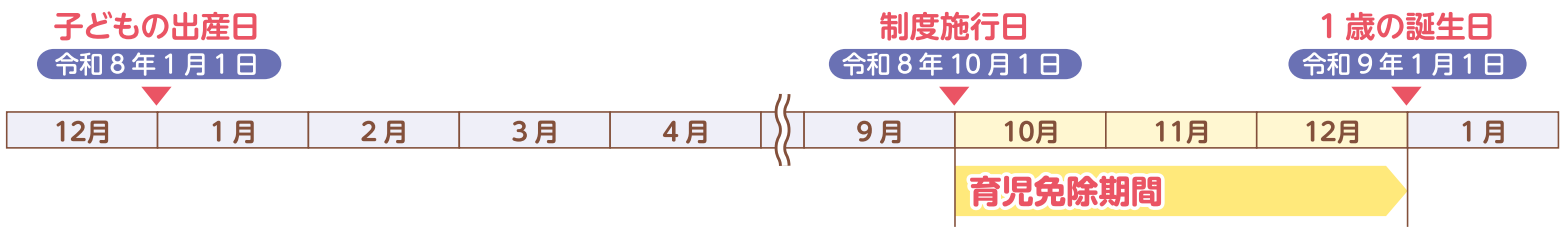
※2 産前産後免除の対象となる方　妊娠85日（４カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産などを含みます）。出産予定日の６カ月前から届出ができます。

制度施行より前から子どもを養育しており、制度施行時点で１歳未満の場合

令和８年10月１日以降、子どもが１歳になる誕生日の前月までの期間が育児免除に該当します。

例 子どもの出産日が令和８年１月１日の場合、令和８年10月から12月までの３カ月間が育児免除に該当します。

育児免除イメージ図



申請はスマホでOK! 電子申請がかんたん便利

基本的に書類を添える必要はありません。

マイナンバーカードをご用意ください。
※届出（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届/育児免除該当届・終了届」「マイナンバーカード」の写しなどが必要となります。

スマホで24時間365日、申請できます。

※貝塚市役所の保険年金課窓口や郵送でも手続きできます。

電子申請



詳しくはこちら
日本年金機構特設ページ

納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります

この控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（または領収書）の添付が必要です。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した方の社会保険料控除に含めて申告することができます。

いい みらい
11月30日は「年金の日」です

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、様々なパターンで試算することもできます。

また、持ち主不明記録検索では現在持ち主がわからなくなっている年金記録を「ねんきんネット」上で検索できます。

「ねんきんネット」は、日本年金機構のホームページでご確認ください。

［問合せ先］　貝塚年金事務所 ☎072－431－1122　　市保険年金課 ☎072－433－7274